

香芝市告示第89号

香芝市総合評価落札方式実施要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

香芝市長 三橋和史

香芝市総合評価落札方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、価格その他の条件が香芝市（以下「市」という。）にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価落札方式の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2条 総合評価落札方式の実施の対象となる契約（以下「対象契約」という。）は、次に掲げる契約のうち、市長が適当と認めるものとする。

- (1) 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の請負契約
- (2) 調査、設計等の業務委託契約
- (3) 役務の提供を受ける委託契約
- (4) PFI事業者との契約

2 市長は、対象契約の決定に当たっては、香芝市建設工事等請負業者選定委員会（以下「委員会」という。）においてその適否を審議させるものとする。この場合において、審議の対象となる契約の所管課室は、当該契約の概要等について概要等報告書（別記様式）により、委員会に報告するものとする。

(香芝市建設工事等総合評価審査会)

第3条 総合評価落札方式による入札手続において、技術的な審査を行うため、香芝市建設工事等総合評価審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第4条 審査会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 落札者を決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）に関する事項
- (2) 事業者の技術提案（性能、機能、技術等及び施工計画並びに施工能力に関する提案又は事業計画及び実施能力に関する提案をいう。以下同じ。）の審査に関する事項
- (3) その他技術的な審査を行うために必要と認められる事項

(組織等)

第5条 審査会に、会長及び副会長を置く。

2 審査会の会長、副会長及び委員は、委員会において選任する。

3 会長の職務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 審査会を招集すること。

(2) 審査会の会務を掌理し、審査会の議事を運営すること。

(3) 審査会を代表すること。

(4) 審査会の審査及び協議結果を市長に報告すること。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会は、会長が必要に応じて招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合においては会長の決するところによる。

4 緊急又はやむを得ない場合は、持ち回り審議をもって委員会の会議に代えることができるものとし、議事の決定については前2項の規定を準用する。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、委員会が特に指定する場合を除き、入札に関する事務を所掌する課室において処理する。

(学識経験者の意見聴取)

第8条 市長は、総合評価落札方式による入札を実施するに当たり、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項について、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者の意見を聴くものとする。

(1) 落札者決定基準を定めようとする場合 当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項

(2) 落札者を決定しようとする場合（前号の規定による意見聴取の際に学識経験を有する者が改めて意見を聴く必要があると意見を述べたときに限る。） 予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なもの決定

(入札の公告、入札説明書等)

第9条 市長は、総合評価落札方式により入札を実施しようとする場合は、入札の公告、入札説明書等により、次の事項を明示するものとする。

(1) 総合評価落札方式によるものであること。

(2) 総合評価落札方式に関する提出書類

(3) 総合評価落札方式に係る落札者決定基準

(提出書類)

第10条 入札参加希望者から提出された前条第2号の書類の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 提出書類の作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 提出書類の返却は、行わないものとする。
- (3) 書類の提出後における内容の変更は、認めないものとする。

(技術提案に関するヒアリング)

第11条 審査会は、必要に応じて入札参加希望者から技術提案の内容についてのヒアリングを行うものとする。

(入札参加希望者に対する採否等の通知)

第12条 市長は、審査会での審査結果を受けて、技術提案の採否の審査結果を入札参加資格の有無とともに入札参加希望者に通知するものとする。

(技術提案の採否及び入札参加資格の適否に対する説明)

第13条 技術提案が採用されず、入札参加資格がない旨の通知を受けた者（以下この項において「通知受領者」という。）は、当該通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（香芝市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に定める日を除く。）に限り、市長に対して説明を求めることができるものとする。この場合において、通知受領者は、説明を求めることを記した書面を直接持参することにより説明を求めるものとする。

2 市長は、前項の規定により説明を求められた場合は、書面により回答するものとする。

(総合評価の方法)

第14条 価格及び技術提案に係る総合評価は、次のいずれかの方法により算出した数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

- (1) 除算方式（入札者の申込みに係る技術提案の各評価項目の得点の合計（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す方法をいう。）
- (2) 加算方式（技術評価点に入札価格に基づいて算定した価格評価点を加える方法をいう。）

(落札者の決定方法)

第15条 落札者の決定については、次のいずれにも該当する入札者のうち、評価値の最も高いものを落札者とする。

- (1) 入札価格が予定価格以下であること。
- (2) 入札に際して明示した最低限の技術的要件を全て満たしていること。

2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定

するものとする。この場合において、やむを得ない事情によりくじに立ち会うことができない者については、入札事務に関与していない市職員にくじを引かせるものとする。

(技術提案の履行の確保)

第16条 落札者は、技術提案の全てを計画書に記載し、その履行を確保しなければならない。

- 2 市長は、履行状況の監督及び検査に当たり、評価した技術提案の内容を満たしていることを確認するものとする。
- 3 市長は、建設工事の請負契約において落札者の責めに帰すべき事由により技術提案の内容が履行されない場合は、工事成績評定点数を減点するものとする。
- 4 前項に定めるもののほか、技術提案の履行の確保について必要と認める措置については、あらかじめ入札説明書に内容を明記し、又は別に定めるものとする。
- 5 落札者は、契約締結後に技術提案履行のための増額変更を求めることができない。ただし、落札者の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、総合評価落札方式による入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

概要等報告書

年 月 日

香芝市建設工事等請負業者選定委員会会長

課 室 名

課 室 長 名

総合評価落札方式による入札実施の適否の審議を依頼したいので、概要等について次のとおり報告します。

件 名	
場 所	香芝市
契 約 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
概 算 額	円
入 札 方 式	<input type="checkbox"/> 一般競争 <input type="checkbox"/> 指名競争
概 要	
そ の 他	